

- 賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3) お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込日に拡張しをお申し出ください。
- (4) クーポン券額の引渡し後の拡張については、お渡ししたクーポン券額が必要となります。クーポン券額の提出がない場合には、旅行代金の拡張しができないことがあります。

18. 添乗員

- (1) 【添乗員同行】
- 表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日種を内容に実施するために必要な業務といたしまして、旅行中は日種の内容を安全と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。また労働基準法のためにも勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させていただきます。
- (2) 【現地添乗員同行】
- 表示コースには、原則として旅行目的の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- (3) 【現地添乗員不在】
- 表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地添乗員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
- (4) 個人型プランには、添乗員等は同行いたしません。添乗員等が同行しないご旅行は、お客様ご自身の旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しした上で、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。交通機関等のサービス提供の中止やお客様のご都合で急遽ご旅行を取り止める場合、取扱販売店に連絡をお願いいたします。尚、取扱販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、残りのご利用予定のサービス提供機関（ホテル、交通機関等）へ取消連絡や取消処理をお願いいたします。取消連絡・取消処理をされなかった場合は、権利放棄したこととなり、一切の損害を受けられないこととなりますのでご注意ください。
- (5) 現地添乗員が同行しない区間及び現地添乗員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。

19. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様に遭った損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
- 【1】 天災地変、暴風、暴動又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- 【2】 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
- 【3】 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- 【4】 官公庁の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- 【5】 自由行動中の事故
- 【6】 食中毒
- 【7】 盗難
- 【8】 運送機関の遅延・不運・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物として生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額が何らかにかかわらず当社が行う賠償額はお入あたり最高15万円まで（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。
- (4) 手配代行者とは、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（鉄道・バス・ホテル・レストラン等）の手配に代わって手配する者を行います。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（鉄道・バス・ホテル・レストラン等）の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

20. 特別補償

- (1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社が特約補償額により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶発かつ意図せぬ外來の事故により、その生命、身体に遭った一時的損害につきましては死亡補償金（1500万円）・後遺障害補償金（1500万円を上限）・入院見舞金（2万円～20万円）及び通院見舞金（1万円～5万円）を、また手荷物の損害に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個あたり1万円を上限、1募集型企画旅行参加につき15万円を上限とします。）を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨ホームページ、パンフレットに明示した場所に限り、当該募集型企画旅行参加中とはなりません。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に遭った損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病の用具、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンダグライダー搭乗、超絶急激力場（モーターハンダグライダー、マイクロラフト、カイトラフト等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、差込、預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払用カードを含みます。）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社の契約に定められている補償対象外品については、損害補償金を支払いません。
- (5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を並べて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様に損害賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始前において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に享受するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、乗務員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込日に申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により帰国を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないものとします。
- (5) クーポン券紛失の場合、当該クーポン券額の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

22. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オプションツアー」といいます。）の第20項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、ホームページ、パンフレット等で「企画者・当社」と明示いたします。
- (2) オプションツアーの運行事業者が当社以外である旨をホームページ、パンフレットに明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第20項（特別補償）で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います（但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。）。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めとなります。
- (3) 当社は、ホームページ、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当該第20項の特別補償額は適用しません（但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。）。が、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程保証

- (1) 当社は、次段左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の【1】・【2】・【3】で規定する変更を除きます。）は、第7項で定める「旅行代金」に次段右欄に記載する率を乗じて得た額の実額補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づき責任が発生することがある場合には、実額補償金としてではなく、損害補償金の全部又は一部として支払います。
- 【1】 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は実額補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の遅滞・船遅その他他設備の不足（いわゆるオーバーブッキング）が発生したことによる変更の場合は実額補償金を支払います。）
- ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、イ 騒動、ウ 暴動、エ 官公庁の命令、オ 欠航、カ 不運、キ 休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、ク 遅延、ケ 運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、キ 旅行参加者の生命又は身体に重大な健康上の危険を生ずる
- 【2】 第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は実額補償金を支払いません。
- 【3】 ホームページ、パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合には、当社は実額補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う実額補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う実額補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は実額補償金を支払いません。

- (3) 当社はお客様同意を得て金額による実額補償金・損害補償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

実額補償金の額＝1件につき年記の率×旅行代金

当社が実額補償金を支払う実額内容	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様 に通知した場合
【1】 ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.50%	3.00%
【2】 ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.00%	2.00%
【3】 ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は名称のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。）	1.00%	2.00%
【4】 ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.00%	2.00%
【5】 ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.00%	2.00%
【6】 ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.00%	2.00%
【7】 ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であっても、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.00%	2.00%
【8】 ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の運営の種類、設備又は異動その他の客室条件の変更	1.00%	2.00%
【9】 上記【1】～【8】に掲げる変更のうち募集型ホームページ、パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.50%	5.00%

- 注1： ホームページ、パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- 注2： 【9】に掲げる変更については、【1】～【8】の料率を適用せず、【9】の料率を適用します。
- 注3： 1件以上、運送機関の場合1乗車船席、宿泊機関の場合1泊につき、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。注4： 【4】 【7】 【8】に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。
- 注5： 【3】 【4】に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。
- 注6： 【4】 運送機関の会社名の変更、【7】 宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものも含まれます。
- 注7： 【4】 運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注8： 【7】 宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで開示されているリストによりします。

24. 弁済義務保証金

- (1) 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂四丁目2番19号赤坂ジャストビル）の保証社になつております。
- (2) 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前項の一般社団法人全国旅行業協会が供託している弁済義務保証金から1,000万円に達するまで弁済を受けることができます。
- (3) 当社は、旅行業法第四十九条第一項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済義務保証金分担保を納付しておりますが、同法第四十九条第一項に基づき営業保証金は供託しておりません。

25. 運送契約による旅行条件

- 当社は、当社又は委託旅行者が提供するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」という条件に旅行のお申し込みをされる場合があります。運送契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。（委託旅行者により当該取消料を支い金がある場合があります。また取消可能なカードの種類も委託旅行者により異なります。）
- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づき旅行代金等の支払い又は払戻金を履行すべき日とします。
- (2) 申し込みの際、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (3) 運送契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (4) 当社らは提携会社のカードにより所定の信用への会員の署名なくして「ホームページ、パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第14項に定める取消料」の支払いを行います。この場合、旅行代金のカード利用日に「契約成立日」といたします。
- (5) 契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出があった日の翌日から起算して7日以内（滅失又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内）をカード利用日として払い戻します。
- (6) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは運送契約を解除し、当社が別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は14項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

26. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が困難である場合があります。これらを回避するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込の既施にお問合せください。

27. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目を各自で選択することはおお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きができない場合、お客様の申込、お客様の申込、お客様にお引渡さないこととなります。取得した個人情報は「委託販売」に記載された（総合）旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- (2) 当社らは、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様の買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたパンフレット及び第5項(2)の最終旅程表に記載された運送機関、宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社らは、①当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (3) 当社らは、旅行中に疾病、事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の個人情報を伺っています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合に連絡先の方へ連絡の必要がある当社が認めた場合に使用させていただきます。当社は、お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の同意を得るものとします。
- (4) 当社は、手配代行業務、旅行両面業務、空港等のあつぱりサービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を当社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に關する契約を交わした上で個人情報保護を委託先企業に委任いたします。
- (5) 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要な範囲の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡便化、便利内容等の改善に、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除のお申し出、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名簿及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、電のりバス株式会社ホームページ（http://hainenobius.com）をご参照ください。

28. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ、パンフレットをご参照ください。

29. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のこれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物取戻に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜を高めるため土産品店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手厚いはいたしかねます。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

※ 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が徴せられますのでご了承下さい。